

# 蕨市消費生活センターより 重要なお知らせです

## 国の機関をかたる通知書に ご注意ください！

「国の機関から、民事訴訟に関する通知書が届いた」という相談が多く寄せられています。通知書は葉書で、差出人は国の機関を装った名称となっており、「不払い料金の支払いを求める裁判を起こす」という内容になっていました。このような不審な通知書を受け取ったら、書面に書かれた番号に連絡をせず、消費生活センターにご一報ください。

蕨市消費生活センター（蕨市役所 2 階 商工生活室内）

048-432-4286 <月～金 9:30～11:30、13:00～16:00>

消費生活センターでは、商品を購入したりサービスを利用したときに生じる、消費者と事業者の間のトラブルについて相談を受けつけております。お気軽にご相談ください。

## 実際に送付された通知書

### 民事訴訟通達書

訴訟対象者記号 (く)2334-02号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続のご確認のために送らせて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の最終確認通知と致します。

#### 【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により財産の差押え執行を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

#### 【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う誠意が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとする。

通知内容のご確認につきましては当センターにて受け付けております。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決のもと、執行官立会いにて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので**必ず異議がある場合**に関しては**ご連絡**のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】**通知到達日より5日**

法務省管理法人 国民総合生活センター 訴訟窓口

〒105-0014 東京都港区芝

受付時間 平日 9:00~17:00

ご相談ダイヤル 03-6865-

※ほかにも、国民生活センターや消費生活センターなど、公的な機関をかたった通知が来る可能性があります。

絶対に書面に書かれた電話番号に電話をせず、**蕨市消費生活センター**にご相談ください。